

答 申 書

(答申第26号)

平成30年9月28日

福井県個人情報保護審査会

第1 審査会の結論

第2の1に記載した個人情報の開示請求に対して、第2の2のとおり福井県知事（以下「実施機関」という。）が一部開示決定をしたことは、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 開示請求の内容

審査請求人は、平成29年3月24日付けで、福井県個人情報保護条例（平成14年福井県条例第6号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、実施機関に対し、次の内容の個人情報開示請求を行った。

- ・私に関する措置入院に関する文書一式（審査請求を含む）
- ・医療保護入院者の定期病状報告ファイルの私の情報

2 実施機関の決定

実施機関は、平成29年4月28日付け総福第196号による個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

[本件処分の内容]

	公文書の名称	文書 No.	決定内容	開示しない部分	非開示情報記号	開示しない理由
1	退院請求等電話対応簿		一部開示	・供覧関与職員に係る職名、印影、対応者の氏名および印影		下記理由1および下記理由2
2	簡易処理票（平成28年4月25日起案）		一部開示	・起案者の印影 ・決裁・回議欄の決定関与職員に係る職名および印影 ・「措置入院者からの退院等の請求の書類について」のうち総合福祉相談所の担当者氏名		下記理由1および下記理由3
3	退院等の請求による意見聴取について	対象公文書	一部開示	・起案者の氏名および印影 ・決裁・回議欄の決定関与職員に係る職名および印影 ・（伺い文）の意見聴取を行う委員の氏名 ・「（案2）退院等の請求による審査（意見聴取）について」のうち意見聴取を行う者（予定）の氏名および連絡先の総合福祉相談所の担当者氏名 ・「（案3）退院等の請求による審査（意見聴取）について」のうちあて先および連絡先の総合福祉相談所担当者氏名 ・「（案4-1）退院等の請求による審査（意見聴取）について」のうちあて先、意見聴取を行う者（予定）の氏名および連絡先の総合福祉相談所担当者氏名 ・「退院等の請求による審査（意見聴取）について」のうちあて先、福井県精神医療審査会委員の所属団体での役職、氏名、意見聴取を行う者（予定）の氏名および連絡先の総合福祉相談所担当者氏名 ・「（案4-2）退院等の請求による審査（意見聴取）について」のうちあて先、意見聴取を行う者（予定）の氏名および連絡先の総合福祉相談所担当者氏名		下記理由1および下記理由3

				<ul style="list-style-type: none"> ・「退院等の請求による審査（意見聴取）について」のうちあて先、福井県精神医療審査会委員の氏名、意見聴取を行う者（予定）の氏名および連絡先の総合福祉相談所担当者氏名 		
				<ul style="list-style-type: none"> ・「措置入院に関する診断書」のうち被診察者欄の氏名の訂正印影、病名の訂正印影、精神保健指定医の氏名および診察に立ち会った職員の氏名 	非開示情報ア	下記理由1および下記理由3
				<ul style="list-style-type: none"> ・「措置入院に関する診断書」のうち病名（潰瘍性大腸炎を除く。）、生活歴および現病歴、重大な問題行動、現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像および診察時の特記事項 	非開示情報イ	下記理由1
				<ul style="list-style-type: none"> ・「退院請求等電話対応簿」のうち供覧関与職員に係る職名、印影、対応者の氏名および印影 ・（案5）退院等の請求による審査（意見聴取）について」のうち意見聴取を行う者（予定）の氏名および連絡先の総合福祉相談所担当者氏名 		下記理由1および下記理由2
4	退院請求等電話対応簿		一部開示	<ul style="list-style-type: none"> ・供覧関与職員に係る職名、印影、対応者の氏名および印影 ・「主な相談内容欄」のうち病院からの連絡者氏名 		下記理由1および下記理由2
5	簡易処理票（平成28年4月25日起案）		一部開示	<ul style="list-style-type: none"> ・起案者の印影 ・決裁・回議欄の決定関与職員に係る職名および印影 ・「措置入院者からの退院請の審査終了について」のうち総合福祉相談所担当者氏名 		下記理由1および下記理由3
6	医療保護入院者の定期病状報告		非開示			開示請求に係る個人情報が記載された公文書が存在しないため

< 開示しない理由 >

理由1 条例第15条第6号（事務執行情報）に該当

県が行う精神保健福祉に係る事務に関する情報であって、開示することにより精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）に基づく事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

理由2 条例第15条第2号（開示請求者以外の個人情報）に該当

開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため

理由3 条例第15条第2号（開示請求者以外の個人情報）に該当

開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができるため

3 審査請求

審査請求人は、平成29年7月1日、本件処分のうち、非開示情報アおよびイ（以下「本件非開示部分」という。）の開示を求めて実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、平成29年10月19日付け総福第262号で、条例第39条第1項の規定により、福井県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について、諮問を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分のうち、本件非開示部分の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由および主張

審査請求人が、審査請求書および意見書で述べている審査請求の理由および主張は、要約すると次のとおりである。

(1) 非開示情報アについて

条例第15条第2号に規定する「開示請求者以外の個人の権利利益」というのは、その個人情報の性質・内容や開示請求者と当該第三者との関係に照らして、客観的に見て、当該第三者において開示請求者に知られたくないと考えるもの（例えばプライバシー）と認められ、かつ、その個人情報が開示請求者に開示されないと期待することに正当な理由があると認められる場合に限られると言うべきである。したがって、実施機関が主張するような本人との間に様々なあつれきや紛争が生じる可能性があるというようなことは同号に規定する「開示請求者以外の個人の権利利益」としては想定されておらず、また、自己が職務上責任を持って診断した結果について、自己の名前を秘匿することは正当な理由としては認められない。

また、精神保健指定医（以下「指定医」という。）は、本件のような重大な人権侵害の根拠となる診断をする以上、誰の目に触れても合理的で説得力のある診断をしなければならない職責にあるものであって、審査請求人の目に触れることは当然に覚悟してその任務を果たさなければならない。

しかも、既に診断業務は終了しているから現在の業務の遂行に支障を来すことはあり得ない。

(2) 非開示情報イについて

審査請求人に関する情報は、本人は当然に把握している為、開示することにより、精神保健福祉法に基づく事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはない。

また、2（1）で述べた通り、開示することにより、指定医の業務の遂行に支障を来すことはない。病名等の情報こそが審査請求人が本件強制措置処分の適法性を検討するために必要な情報であって、これを開示しないことは、個人情報保護法の趣旨を没却するものである。

さらに、審査請求人は、自己の病識を十分に持っており、審査請求人が診断の結果についての情報を知ったとしても、審査請求人の精神障害に関して行われる今後の診断、医療行為に著しい支障を生ずるおそれがあることは想定できない。また、将来においての審査請求人の病状の見通しは全く明らかでない点からも、今後の業務の遂行に支障を生ずるとは到底言えないことが明らかである。

第4 実施機関の説明

実施機関が、弁明書および当審査会での説明聴取で述べている本件処分の理由は、要約すると次のとおりである。

1 条例第15条第6号（事務執行情報）の該当性について

（1）非開示情報アについて

措置入院は本人・家族等の同意がない場合であっても精神科病院に入院させることができる、いわば本人の意に反した入院形態である。

このため、氏名等の個人を識別することができる情報が開示される場合、指定医や職員と本人との間に様々なあつれきや紛争が生じ、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

特に指定医については、氏名が開示される場合、本人の不満等が向けられることを考慮して、診察業務を行うことを拒否する可能性があるほか、診察を行ったとしても記載の内容を簡略化するなど、診察内容が形骸化するおそれがあり、今後の業務の遂行に支障を及ぼすおそれもある。

（2）非開示情報イについて

措置入院に関する診断は、精神保健福祉法に基づき、知事の求めに応じて指定医が行う診察であり、本人以外の者からの申請・通報を契機として手続きが進められ、診断により自傷他害行為に及ぶおそれがあると認められた時は、本人の意思にかかわらず強制的に入院させることができる行政処分としての措置入院が行われる。

当該診断結果は、措置入院の要否を判断する上で極めて重要なものであることから、正確かつ詳細な記載が求められる。また、その記載内容は本人の認識や意向にとらわれない客観的かつ具体的な内容が求められ、指定医は本人に開示されないことを前提にその記載を行っている。

そのため、当該部分について開示されることが前提となる場合、指定医は本人の認識等を考慮する余り、記載内容を簡略化する等記載が消極化、形骸化するおそれがある。このことは、知事が措置入院の要否を判断する際、適切で十分な情報を得ることを困難にし、措置入院制度の今後の適正な運営に重大な支障を及ぼすおそれがある。

また、一般的に本人は、診断書の内容を平穩に受容しがたく、深刻に思い悩む可能性もあり、当該診断結果を強く疑い、治療意欲を失うなど結果として本人の心身に悪影響を及ぼすおそれもあり、今後の診断や医療行為に支障を及ぼすおそれがある。

2 条例第15条第2号（開示請求者以外の個人情報）の該当性について

非開示情報アの指定医の氏名、印影、当該処分に関わった職員の氏名は、条例第15条第2号ただし書きハにより非開示情報から除かれている公務員の職務執行に係る情報に該当する。しかし措置入院が、本人の意思にかかわらず強制的に入院させる行政処分であることを考えれば、当該処分において重要な役割を果たす指定医および職員の氏名等の個人を識別することができる情報を開示した場合、指定医および職員と本人との間に様々なあつれきや紛争が生じる可能性があり、同号ただし書きハ括弧書きに規定する当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人および実施機関の双方の主張を審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分について

本件処分は、非開示情報アについては条例第15条第6号および同条第2号に掲げる非開示情報に、非開示情報イについては同条第6号に掲げる非開示情報にそれぞれ該当することを理由に一部開示決定を行ったものである。

これに対して、審査請求人は、本件処分のうち、本件非開示情報の開示を求めていることから、以下、当該部分に係る非開示情報の該当性について検討する。

2 非開示情報アについて

条例第15条第6号は、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを非開示情報として規定し、同号ロで「個人の評価、指導、相談、選考、診断等に係る事務に関し、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」を例示している。

「診断」とは、個人の疾病、健康状態等について、病院等において専門的見地から行った判断をいう。

措置入院に関する診断書に記載された職員の氏名、指定医の氏名等を本人に開示した場合、措置入院に対する不満から、職員や指定医に対する不信感や誤解が生じ、診断書の記載内容の真偽や詳細等を確認するため、職員や指定医の業務に支障を及ぼすような行為が行われるおそれがあり、措置入院業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、当該部分が条例第15条第6号に該当するとした実施機関の説明は妥当であり、同条第2号について判断するまでもなく、非開示情報に該当すると認められる。

3 非開示情報イについて

措置入院に関する診断書に記載された病歴、生活歴等の情報は、本人の認識と異なったり、意に沿わない情報であることも想定され、その記載内容が本人に開示されることとなると、指定医がトラブルを未然に避けるために、本人の反応などを考慮して記載内容を簡略化するなど、診断内容が形骸化され、措置入院業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、当該部分が条例第15条第6号の非開示情報に該当するとした実施機関の説明は、妥当である。

4 まとめ

以上のことから一部開示を行った実施機関の決定は妥当であると判断し、冒頭の結論に至った。

第6 審査の経過

当審査会は、本件審査請求に係る諮問について、下記のとおり審査した。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年10月19日	・ 諮問書の受理
平成29年10月31日	・ 審議（第1回）
平成29年11月30日	・ 審議（第2回）
平成30年 3月19日	・ 審議（第3回）
平成30年 4月23日	・ 審議（第4回）
平成30年 5月28日	・ 実施機関からの説明聴取 ・ 審議（第5回）
平成30年 6月18日	・ 審議（第6回）
平成30年 7月30日	・ 審議（第7回）
平成30年 8月29日	・ 審議（第8回）
平成30年 9月26日	・ 審議（第9回）
平成30年 9月28日	・ 答申

福井県個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	備 考
稲 田 真 紀	
川 村 一 司	会長職務代理者
北 島 三 男	
清 水 和 邦	会 長
前 田 清 作	